

特定非営利活動法人  
足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ  
定 款

第 1 章 総 則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ（略称・足温ネット）と称する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区東小松川3丁目35番13-204号に置く。

第3条 (目的)

この法人は、気温上昇や異常気象の頻繁化など気候変動によって地球上の全ての生態系に深刻な影響を及ぼす「地球温暖化」問題に対し、この原因が人間の産業経済活動や生活によって排出される二酸化炭素等の温室効果ガスであることに鑑み、その排出削減を市民が地域レベルから取り組むことにより、持続可能な地域社会ひいては持続可能な地球社会の実現に資することを目的とする。

第4条 (活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表2号（社会教育の推進を図る活動）、同5号（環境の保全を図る活動）、同6号（災害救援活動）、同9号（国際協力の活動）、同11号（子どもの健全育成を図る活動）、同12号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）を行う。

第5条 (活動に係る事業の種類)

本会は第3条の目的達成のために次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 家庭・地域における省エネルギー・アクションプランの作成とそのキャンペーンの実施。
- ② 地球温暖化やエネルギー等環境問題に関する研修会の実施等の啓発教育。
- ③ 市民出資による自然エネルギー発電所の建設と運営。
- ④ 地球温暖化防止のための、地域行政及び国、国際社会、そして市民に対する政策提言。
- ⑤ 国内外で開催される、気候変動枠組み条約関連会議への参加やキャンペーンの実施。
- ⑥ 国内外の政府機関、自治体、事業者、市民・NGOとの交流、連絡提携。
- ⑦ 本法人の目的及び地球環境問題全般に関する調査研究及び情報の収集と提供。
- ⑧ その他、本法人の目的達成のために必要な事業。

(2) 収益事業

- ① 発電にかかる事業
- ② 特定非営利活動に関連する事業の委託
- ③ 料理飲食物の提供。
- ④ チャリティイベント等各種催事の興行。
- ⑤ 物品の貸付。

(3) その他の事業

会員相互及び関係者との親睦を図る事業。

- 2 前項(2)の収益事業及び同(3)のその他の事業は、第3条の目的に反しない範囲で行なうものとする。
- 3 第1項(2)の収益事業及び同(3)のその他の事業は、同(1)に掲げる特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は同(1)に掲げる特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

### 第6条 (会員)

この法人の会員は、次の4種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同し、各自の可能な範囲内で積極的にこの法人の運営に参画する意志をもって入会した個人又は団体。
- (2) 支持会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するため、相当額の会費を継続的に納入する個人又は団体。
- (4) 名誉会員 この法人に功績のあった者又は学識経験者等で名誉会員として理事会において推薦された個人又は団体。

### 第7条 (入会)

入会の資格及び条件はとくに定めず、運営会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、入会の申し出があった場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、理事会の議決に基づき速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 支持会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を提出し、所定の会費を納入した時点で入会となる。
- 6 名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となる。

### 第8条 (会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費及びその他抛出品金は、前条第4項により入会が認められなかった場合を除き、その理由を問わず、これを返還しない。

### 第9条 (退会)

会員は、退会の届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
  - (1) 死亡したとき。団体にあつては解散したとき。
  - (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。

### 第10条 (除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

## 第3章 役 員

### 第11条 (役員の種別及び定数)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人
- (2) 監事 1人

### 第12条 (役員の選任)

理事及び監事は、総会において会員（団体にあつてはその代表者）の中から選任する。

- 2 理事及び監事は兼任することはできない。
  - 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
    - (1) 代表理事 1名
-

(2) 副代表理事 1名

- 4 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

第13条 (理事の職務)

代表理事はこの法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

第14条 (監事の職務)

監事は次の業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

第15条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条 (解任)

役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

第17条 (役員の報酬)

この法人の役員はすべて無報酬とする。

- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

## 第4章 顧問

第18条 (顧問)

この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、業務について代表理事の諮問に応える。

## 第5章 総会

第19条 (総会)

総会は、この法人の最高の意志決定機関であって、特定非営利活動促進法におけるこの法人の社員である運営会員をもって構成する。

- 2 支持会員、特別賛助会員、名誉会員及び顧問は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は定時総会と臨時総会とする。
-

**第20条 (総会の権能)**

総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散。
- (3) 合併。
- (4) 事業計画及び収支予算の決定。
- (5) 事業報告及び収支決算の承認。
- (6) 理事及び監事の選任又は解任。
- (7) 会費の額。
- (8) 会員の除名
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項。

**第21条 (総会の開催)**

定時総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事から招集があったとき。

**第22条 (総会の招集)**

総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面又は電磁方法をもって、すくなくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

**第23条 (総会の議長)**

総会の議長は、その総会において、出席運営会員の中から選出する。

**第24条 (総会の定足数)**

総会は、運営会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

**第25条 (総会の議決)**

総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

**第26条 (総会における書面表決等)**

やむを得ない理由のために総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

**第27条 (会議の議事録)**

総会の議事については、議長において議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

## 第6章 理事会

**第28条 (理事会の構成)**

理事をもって理事会を構成する。

- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
    - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
    - (2) 総会に付議すべき事項。
-

- (3) その事業年度内の収入をもって返済する短期借入金を除く借入金の借入れ、その他新たな義務の負担、又は権利の放棄。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

#### 第29条 (理事会の開催)

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 監事から招集の請求があったとき。
- 2 代表理事は前項第2号及び3号の請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならず、代表理事がその期間内にこれを行わないときは、請求者が自ら招集できるものとする。

#### 第30条 (理事会の議事)

理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその他の理事1人以上が、署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### 第31条 (資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

#### 第32条 (資産の管理)

この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

#### 第33条 (会計の原則)

この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行なわれなければならない。

#### 第34条 (会計の区分)

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計、及びその他の事業に関する会計の3種とする。

#### 第35条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第36条 (収支予算及び決算)

この法人の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

- 2 収支決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

#### 第37条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事

会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第38条（予備費）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第39条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

#### 第40条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第41条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

#### 第42条（定款の変更）

この定款を変更しようとするときは、総会において運営会員総数の3分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第43条（解散）

この法人は、法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において運営会員総数の4分の3以上の決議を経て解散する。

#### 第44条（残余財産の処分）

この法人の解散のときに有する残余財産は、予め成立した総会において運営会員総数の4分の3以上の議決によって定められたところの、目的を同じくする他の特定非営利活動法人もしくは法第11条第3項の規定による他の公益法人もしくは国又は地方公共団体に帰属する。

#### 第45条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 事務局

#### 第46条（事務局の設置等）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

#### 第47条（職員の任免等）

事務局長及び職員は代表理事が任免する。

- 2 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。

#### 第48条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

#### 第49条（備え付け書類）

事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 事務局は毎年度初めの3月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支決算書
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
- (4) 前事業年度において会員であった10人以上の者の氏名（団体にあつてはその名称及び代表者氏名）及び住所又は居所を記載した書面

#### 第50条（閲覧）

会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があつたときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

## 第10章 運営委員会

#### 第51条（運営委員会）

この法人の会務及び事務運営を円滑に行うため、運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員会は運営委員によって構成される。
- 3 運営委員は運営会員の中から理事会の承認を得て代表理事が任免し、その結果を総会に報告する。
- 4 理事は運営委員と兼職することができる。
- 5 運営委員は事務局長もしくは職員と兼職することができる。

## 第11章 雑 則

#### 第52条（公告）

この法人の公告は、この法人の主たる事務所における掲示及び会員への郵送、及び官報においてこれを行なう。

#### 第53条（細則）

この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 付 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
  - 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、西暦2001年6月30日までとする。
  - 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第36条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
  - 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立の日から西暦2001年3月31日までとする。
  - 5 この法人の設立当初の会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
    - (1) 運営会員
      - 個人 1,000円
      - 団体 5,000円以上
    - (2) 支持会員
      - 個人 1,000円
      - 団体 5,000円以上
    - (3) 賛助会員
      - 30,000円以上
    - (4) 名譽会員
      - 無料を含む任意の額
-